

令和7年度 第1回成田市水道事業運営審議会 会議概要

1 開催日時

令和7年8月12日（火）午後1時30分から午後2時30分まで

2 開催場所

成田市花崎町760番地
成田市役所 議会棟3階 第三委員会室

3 出席者

- (1) 小泉市長
- (2) (委員)
加瀬林会長・岩館副会長・椎名委員・沢田委員・伊地知委員・伊藤委員
- (3) (事務局)
堀越水道部長・白鳥業務課長・岡野工務課長・高橋工務課副技監
藤澤業務課長補佐・石毛業務係長・川勝工務係長・永峯工務係長

4 議題

- (1) 会長の選任について
- (2) 副会長の選任について
- (3) 成田市水道事業ビジョン・経営戦略の改定について

5 議事（要旨）

- (1) 会長の選任について
ア 委員の互選により、加瀬林委員が会長に選任された。
- (2) 副会長の選任について
ア 委員の互選により、岩館委員が副会長に選任された。
- (3) 成田市水道事業ビジョン・経営戦略の改定について
資料に基づき、成田市営水道の概況及び成田市水道事業ビジョン・経営戦略の改定理由、スケジュールなどについて事務局から説明を行った。主な意見及び質疑は以下のとおり。

6 質疑

【伊地知委員】

成田市水道事業ビジョン・経営戦略の改定について、今月の予定は現況の確認、見通しの把握となっている。その現況と見通しについて伺いたい。また、資料によると、現在井戸水の利用が55%、残りを印旛広域水道からの受水となっており、今後は受水を増やす方向だと昨年聞いたが、防災のためにも井戸は残すべきだと思うが、いかがか。

【事務局】

現況の各種指標を確認し、将来の目標を設定するまでの見通しを確認している。

井戸は基本的に整備をしながら存続させていく方針だが、県の環境保全条例による地下水くみ上げ規制の対象区域のため、全 15 本の井戸のうち、3 本の井戸は暫定的に許可されており、代替水源ができた際には廃止する必要がある。

【伊地知委員】

その 3 本の井戸に、三里塚は入っているのか。

【事務局】

3 本の暫定井のうち 1 本は三里塚配水場水系、2 本は東町配水場水系の井戸となっている。

公営企業は、経営に伴う収入をもって充てることとされていることから、井戸の活用を含めた財源的なものを経営戦略に反映していきたい。

【岩館委員】

昨年までは、料金改定を審議してきたが、今回のビジョン改定にあたって、ポイントとなる点は。

【事務局】

老朽化した施設の更新、印旛広域水道からの受水、物価高騰の影響などによる支出の増加等、市営水道が直面する課題や社会の変化に対応するため、簡易水道を含めて検討していきたい。

【加瀬林委員】

市営水道は 4 月から料金改定をしたが、ニュータウンの県営水道の料金改定の検討状況は。

【事務局】

県では、県営水道の料金のあり方について千葉県水道事業運営審議会に諮問し、令和 8 年度に平均改定率 18.6% の値上げを行う方針を示している。5 月に開催された県の審議会においては、施設整備の考え方や、料金体系のあり方について、さらに議論を進めることができるとされ、下部組織である部会が、これまでに 3 回開催された。

先週 8 日の県の審議会では、部会の検討結果として、料金引き上げ幅 18.6% についても、概ね妥当であると報告があった。

今後、審議会を複数回開催した後、秋頃を目安に答申を目指すとしている。

【加瀬林委員】

埼玉県の八潮市の下水道陥没事故などライフラインの老朽化や損傷による大規模な事故が続いているが、市営水道施設の改修や耐震化などの状況と今後の課題は。

【事務局】

水道事業では、老朽化や耐震性能に課題のある施設を多く抱えていることから、令和元年6月に「成田市水道事業施設更新計画」を策定し、計画に基づき、順次、施設の改築・更新を行っている。なお、水道事業における基幹施設である並木町配水場の改修工事については、本年度中の完成を見込んでいる。また、今後の課題としては、施設の更新のための費用の増加が経営に大きな影響を与えることとなるため、工事を平準化するなど、なるべく影響を与えないよう進めていきたい。

【岩館委員】

4月に料金改定があったが、受益者から意見や要望はあったか。

【事務局】

20件程度の問い合わせがあったが、苦情ではなく内容の確認などが主で、問題となるような意見はない。

料金改定に伴い、今年度は3億円程度収入が増加するため、赤字は解消される見込み。

【伊藤委員】

ビジョンの位置づけについて、一般的に5か年計画などにおいて収支計画を公表すると思うが、災害が起きた時、例えばどこに給水所を設置するかなど、災害について記載されるのか。

また、水道料金の請求書に下水についても記載されているが、下水施設の改修計画はどうなっているのか。

【事務局】

ビジョンでは、災害時における体制も含めて計画していく。

下水道施設の改修計画については、水道と別々に計画しているが、能登半島地震の際、水道が復旧しても下水が復旧しないことなど、復旧に時間がかかったことを踏まえ、国から、配水場や下水道の処理場など、急所となる施設については、上下水道一体的な更新について計画するよう通知があったことから、現在、検討を進めている。

【伊地知委員】

道路の陥没などは、前兆があるのか、突然起こるのか。また、見つけた場合、連絡先は消防署か市役所か。

【事務局】

原因によってさまざまな場合が考えられるが、水道が原因となる場合は、水圧により道路上に水が湧き上がるような現象が発生する。

道路上には水道管以外にも様々なものが埋設されているため、何かいつも違うと感じた場合は、市役所に連絡をもらえれば、担当部署で現場を確認し対応する。

【伊地知委員】

個人の水道で漏水等の不具合があった場合、個人または市の修繕範囲の境界はどこになるのか。

【事務局】

道路に埋設されている水道本管は市の財産で、ここから宅内に取り出した給水管はすべてお客様の財産となるが、原則、水道メーターの手前の止水栓までは、市が修繕を行う。止水栓から先はお客様の負担による修繕となる。

【伊地知委員】

現場の人間と、計画を立てる人間の意思疎通について、現場をよく見て計画を立ててほしい。

【事務局】

現場担当と計画を立てる担当が分かれていないと問題ないと思われるが、注意して計画を立てていきたい。

7 傍聴

(1) 傍聴者 0 人

8 次回開催日時（予定）

令和 7 年 11 月頃の開催を予定

以上